

除排雪市民協働補助金の概要

◆補助の目的について

市民と行政との融和と協働のもとに除排雪作業を行うことにより、除雪時間を短縮し、住民の安全と生活道路を確保することを通し、地域住民の連携を強化し住民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

◆補助の対象について

- ① 道路幅員3m未満で除雪路線に指定していない市道
- ② 児童もしくは幼児が通学路に利用する歩道

◆補助金額について

町内会があらかじめ市に届出をして、除排雪作業を実施した場合に、その市道等の延長に対し、1mあたり30円の単価に、除雪回数を乗じた金額を町内会に交付します（100円未満切捨て）。ただし、除排雪回数は市の一斉除雪回数を上限とします。

【例1】市道等延長500mの除排雪を3回行い、実際に生じた経費が40,000円の場合
 $500\text{m} \times 30\text{円} \times 3\text{回} = 45,000\text{円}$ （実際に生じた経費に関係なく補助します。）

【例2】市道等延長500mの除排雪を4回行ったが、市の一斉除雪回数は3回の場合
 $500\text{m} \times 30\text{円} \times 3\text{回} = 45,000\text{円}$

◆申請方法について

1. 実施届出書に地図を添えて、土木課に提出してください。
2. 実施届出書に基づき土木課から確認書を交付します。その後、必要に応じて除排雪作業を実施してください。
3. 除排雪作業を実施した場合には、その作業終了後、その作業に生じた経費への代金支払を済ませておいてください。
4. 市の一斉除雪回数については、3月頃にお知らせいたします。なお、下記5の①～③の書類も合わせて送付します。
5. 下記の書類を土木課に提出してください。

申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書 ②請求書 ③委任状（振込先口座が申請者名義と異なる場合のみ）
- ④実施箇所がわかる地図 ⑤日付入りの写真（作業前および作業後の道路の写真）
- ⑥通帳の写し（表紙および1、2ページ目） ※④～⑥の書類は、申請者でご用意ください。

◆問合せ先

鯖江市都市整備部土木課
道路管理・用地対策グループ

TEL：0778-53-2246 FAX：0778-51-8159
e-mail：SC-Doboku@city.sabae.lg.jp